

企業結合会計と減損会計，税効果会計を巡る問題点

—基準をまたがって適用することの不整合について—

須藤 修 司

はじめに

会計実務における社会環境

現在，会計並びに会計監査の業界は，我が国ばかりでなく，世界的規模で激動の時代の最中にある。

我が国においては，平成9年6月に企業会計審議会から「連結財務諸表に関する意見書」が公表されたことを皮切りに，「税効果会計」や「退職給付会計」，「金融商品会計」などが次々と導入され，また，最近でも「固定資産に関わる減損会計」の制度化や，「企業結合会計基準」の制定など大きな変更が続いている。さらに，これから行われる「リース会計基準」の導入は我が国のリース実務に大きな影響を与える変更となるであろう。

その一方で，米国ではエンロン事件，我が国ではカネボウ事件やライブドア事件など，企業のコンプライアンスに対する姿勢が問われる事件が相次ぎ，米国ではSOX法（Sarbanes-Oxley act）が，また我が国でもいわゆるJ-SOX法という内部統制体制の整備を求める条項が金融商品取引法*1に制定されるに至った。さらに，企業のディスクロージャーの番人である会計監査人に対しても批判の声が上がリ，その結果，我が国最大級の監査法人であったみずほ監査法人（旧中央青山監査法人*2）は最終的には崩壊に至ることとなった。

適用指針等の会計実務における本質

このような流れの中で，新規に導入された会計基準はもちろんのこと大幅に変更となった会計基準に対しても，実務上の判断基準を与えるためにそれぞれ

に膨大な内容の「適用指針」や「実務指針」さらによくある疑問点についての判断基準を示す「Q&A」（以下、これらを総称して、指針等という）が数多く公表されている。

これらの指針等は会計実務における判断基準を示すものであるとともに会計監査上の判断基準でもある。監査人としては、社会の目が厳しくなる中で自己の判断の適切さを示すためのモノサシとして使用するために、少しでも疑問の余地がないように精緻なものを作成する傾向が強くなっている。

ちなみに、これらの指針等を作成する役割は財団法人財務会計基準機構^{*3}に設けられた企業会計基準委員会^{*4}と日本公認会計士協会内に設けられる様々な委員会が担っているが、さらにこれらの指針等をふまえて各監査法人においてより具体的な判断基準を用意する場合が多い。

このように会計実務の中ではより「精緻な」モノサシを作成する傾向が強くなり、さらに、指針等は実務の中での適用可能性をより強く求めていることから、会計理論からは合理性に欠けるように思えるものも含まれている。

また、実際に実務に適用するようになると指針等を作成する過程では想定できなかったような事例も生じるし、また、複数の会計基準をまたがって適用しなければならないような事例では各々の指針等が規定している内容に矛盾が生じ、結果として適正な会計情報を提供できないのではないかとと思われるような事例も生じている。

本稿は、私が会計監査に携わる中で直面した企業結合の事例において、企業結合会計、減損会計さらには税効果会計の適用上、それぞれの問題点と矛盾点について述べるものである。

会計実務における“のれん”

“のれん”とは

“のれん”は、『企業結合に係わる会計基準（以下、会計基準）』二二において「のれんとは、被取得企業はまたは取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を超過する額をいい、不足する額は負のの

れんという。」と定義されている。

会計基準三2(2)①に規定されているとおり，被取得企業の取得原価は取得の対価として交付した財の時価金額とされる。対価として交付した財が現金である場合は，時価評価の問題は生じないが，取得の対価が取得企業の発行する株式である場合には，その検討が必要となる。会計基準三2(2)③では，交付された株式が上場株式である場合には，企業結合についての主要条件が合意した日の直前日の市場価格（もしくは，直前数日間の市場価格の平均値）を時価として取得原価を決定することになる。

取得原価は，被取得企業から取得した資産の取得価額並びに引受けた負債の引受価額として，各取得資産並びに引受債務に配分されることとなる。この各資産負債に配分した金額の純額が被取得企業の純資産額となるはずであるが，実際の取得原価がこの純額と一致せず差額が生じるのが一般的であり，このときの差額が“のれん”である。貸方に差額が生じる場合を特に“負ののれん”という。

これを図で示せば次項図1のようになる。

“のれん”の金額の確定時期

会計基準三2(3)「取得原価の配分方法」においては，「取得原価は，被取得企業から取得した資産及び引受けた負債のうち企業結合日において識別可能なものの企業結合日時点の時価を基礎として，当該資産及び負債に対して企業結合日後1年以内に配分する。」としており，企業結合日から1年以内は被取得企業から取得した資産の取得原価並びに引受たれた負債の引受価額を確定せず，企業結合日から1年以内の決算（中間決算を含む）時点では，暫定的な取得原価の配分額を使用することになる。

つまり，“のれん”の金額も暫定的なものとなる。

また，この論文においては“のれん”の額を企業結合日から一年間確定できないような論調で記載しているが，会計基準では企業結合日から一年以内取得原価の配分を行うように規定しており，“のれん”の金額の確定は一年以内であれば問題ない。つまり，企業結合日時点ですでに確定しているのであれ

(図1)

<被取得企業からの引継貸借対照表>

取得資産への配分額	受入負債への配分額	取得原価
	配 分 差 額	
の れ ん	借 方 差 額	

<被取得企業からの引継貸借対照表>

取得資産への配分額	受入負債への配分額	貸 方 差 額
	配分差額 負ののれん	
		取得原価

ば、それに越したことはない。

しかし、下記に述べるような会計実務上の理由から、企業結合日から一年間はまるで“のれん”の額が確定できないような解釈で会計上の判断が行われている。

“のれん”の金額を1年間確定させない理由

その理由は『企業結合会計基準及び事業分離等の会計基準に関する適用指針(以下、適用指針)』69項において、「暫定的な会計処理の対象となる項目は、繰延税金資産及び繰延税金負債のほか、土地、無形資産、偶発債務に係る引当金など、実務上、取得原価の配分額の算定が困難な項目に限られる。」とされていることからすれば、実務に配慮したものである。

一方、実務上は、ほとんどの資産負債が企業結合日時点においてその前日における客観的に公正な時価を認識できており、暫定的な金額を使用することは少ない。M&Aの過程では、土地や無形資産などは、企業結合日を見据えて公正な時価の測定を進めてゆくはずである。なぜなら、取引価額の納得性を高めるためには、被取得企業の所有する資産負債の公正な評価額を確定し、取得価額を算定する根拠とする必要があるからだ。だから、企業結合日時点では公正な時価の確定はほとんど終了しているはずである。

配分金額が暫定的となる代表的な例は繰延税金資産であろう。繰延税金資産

についてはその回収可能性の判断が難しく、企業結合日時点では暫定的なものとならざるを得ない。これに伴い、各資産負債への配分差額と取得原価との差額である“のれん”も暫定的なものとならざるを得ない。

企業結合の実態が“取得”と判断された場合、パーチェス法による会計処理が行われ、被取得企業から取得した資産の取得価額並びに引受けた負債の引受価額は「公正な時価」になっているはずである。また、通常は、取得後1年以内で取得資産の市場価額や使用価値が大幅に変動することは考えにくく、同一会計期間内での評価額の変更は基本的に取得時の配分額（公正な時価）の見積もり誤りと考えられる。取得価額及び受入価額の見積もり誤りであるのなら、取得価額及び引受価額を修正するのがあるべき会計処理であるということになる。

企業結合日後1年以内の配分金額の修正を“のれん”の修正として処理する理由には、“のれん”の一時償却^{*5}の潜脱行為を防止する意味もあるといわれている。

会計基準三2(4)と(5)において、「のれんは、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により定期的に償却する。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。」および「負ののれんは、20年以内の取得の実態に基づいた適切な期間で定期的に償却する。ただし、負ののれんは金額に重要性が乏しい場合には、当該負ののれんが生じた事業年度の利益として処理することができる。」としており、“のれん”の金額に重要性がない場合を除き、その効果の及ぶ適正な期間（20年以内）で定期的に償却すべきことを定め、さらに適用指針76項(2)において「のれんを企業結合日に全額費用処理することはできない。」とし、むやみに企業結合日を含む事業年度において一時償却することがないように会計処理を定めている。

これに対して、企業結合日において取得原価の配分額を確定したものとし、その後の取得資産の修正金額を評価損や減損損失に計上することは、“のれん”の一時償却とその会計上の効果が一緒であり、“のれん”の一時償却の潜

脱行為にも見えることになる。

たとえば、本来100の“のれん”が生じるはずの企業結合があるとする。この企業結合において、企業結合日の取得原価の配分として固定資産に50や棚卸資産に50を過大に配分したものとしよう。この時点で配分金額が確定したものとすると、過大な貸借対照表価額は修正する必要がある、棚卸資産評価損を50並びに減損損失50を計上することになり、本来20年以内の効果が及ぶ期間に定期的に償却し、一時償却できないはずの“のれん”100が一時償却されたのと同様の結果を招くこととなる。

“のれん”の金額を1年間確定させないことによる問題点

企業結合日における取得原価の配分額が暫定的なものであるかどうかは、「結果論」といわざるを得ない面がある。

企業結合日における取得原価の配分金額を、取得企業としては確定的な金額であると考えていても、被取得企業から取得した繰延税金資産や土地などの固定資産の金額を、最初の決算到来により回収可能性が明確になったり、取得した事業の収益が悪化していることから減損処理しなければならなくなったりした場合、企業結合日から1年以内である場合には取得原価の配分金額は結果として暫定なものを見なされ、配分金額を修正しなければならないことになる。

逆に、取得企業としては暫定的なものであること認識していても、企業結合日から1年間に取得原価の配分額を修正しなければならない事象が発生しなければ、結果として企業結合日時点で配分額を確定させていたことになる。

そして、結果的に取得した資産の取得価額並びに引受けた負債の引受価額を修正する場合には、企業結合日に発生した“のれん”の金額が修正されることになる。

問題なのは、企業結合により取得した資産の評価減や減損処理が企業結合年度にも生じる可能性はあるということである。次に述べるように、のれんそのものの減損処理については言及されている部分があるが、企業結合年度における被取得企業からの取得資産に関わる評価減や減損処理の実施の可能性については言及されていない。

例1) ある企業結合において取得企業は被取得企業の行っている事業のうち、すべてについてはメリットを認めておらず、部分的に取得すればよいと考えていた。しかし、取引条件としてすべての事業を買い取ることを要求され、この条件を飲んで合意に達した。

取得企業の経営者は、企業結合日までは「すべての事業は必要ない。」ということにはわかっているが、どの事業を整理するべきか特定できないままに企業結合日を迎えた。不要な部分がわからないままに取得したことによって、明らかに取得原価が過大となっていることを経営者は認識しており、不要な事業が特定された時点で、その事業に使用される資産の評価減および減損処理を行いたいと考えていた。

企業結合後4ヶ月の間、被取得企業の支配権を手に入れた取得企業の経営者は、旧経営者の阻害なくすべての事業内容を十分に検討し、結合後企業の事業内容を再編し、今後の飛躍的な発展のための事業計画を作成。それと同時に、不要な事業を特定し、その事業のために所有していた資産の評価減並びに減損処理を行うことを計画した。

この例1のような場合、会計上の判断はどうなるであろうか。上記の内容から、結合後企業には多額の不良資産があることは間違いない。また、経営者としても不良資産の存在を認識しており、健全性を重視して大幅な損失計上についても理解を示している。しかし、会計基準や適用指針においては、取得原価の取得資産への配分金額は企業結合日から1年間は暫定額であり、配分金額を修正すべき事象が生じた場合には、取得資産への配分金額を修正し、企業結合日に発生した“のれん”の金額をさかのぼって修正しなければならない。つまり、評価減並びに減損金額は“のれん”の修正金額となるのである。結局、会計基準や適用指針を額面通りに適用するべきか、財務内容の健全性を重視して会計処理をするべきか、高度な判断が必要となる。

実際には、個々の事例によりどのような説明資料を用意できるかといった条件により、判断は何通りも存在するものと思われる。

“のれん” への減損会計適用上の問題点

前章においては、主に“のれん”とは何か、“のれん”以外の被取得企業からの取得資産に対し評価減並びに減損処理を実施した場合の問題点について述べた。

ここでは、“のれん”そのものの減損処理について考えてみたい。

“のれん”の減損に関する規定

“のれん”の減損については、『固定資産の減損に係る会計基準（以下、減損会計基準）』二八において取得した事業内容ごとに合理的な基準によりグルーピングすることと事業区分ごとの共用資産として減損することについて述べている。また、『企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書（以下、意見書）』三三(4)「のれんの会計処理」の中では「なお、のれんは「固定資産の減損に係る会計基準」の適用対象となることから、規則的な償却を行う場合においても、「固定資産の減損に係る会計基準」に従った減損処理が行われることになる。」と述べており、“のれん”は減損会計の対象となる。

企業結合年度における“のれん”の減損処理

上記の規定にみられるように“のれん”も減損処理を行う場合は当然にある。しかし、減損処理の実施時期が企業結合日を含んだ会計年度（以下、企業結合会計年度）である場合には、部分的に（もしくは全額）一時償却するのと何ら変わらないことから、その根拠を十分に検討する必要がある。

通常の企業結合には何らかのメリットがあるはずである。なぜなら、企業は経済合理性を追求して行動しているはずであり、さらに、株主等への説明責任を果たす上でも、メリットのない意志決定は基本的に行わない。そして、企業結合によって生じた“のれん”は仮にそのメリットが抽象的なものであったとしても、メリットが存在していると認められる期間を見積もり、その期間にわたって規則的に償却する必要がある。

一方、一時償却をすることは企業結合の当初から企業結合によるメリットが存在しないことを意味しており、経済合理性を追求するはずの企業行動と矛盾

する。さらに、株主等への説明も適切に行うことはできないはずなので、経営者もこのような意志決定はしないはずである。

もし、経営者が適切に意志決定して行われた企業結合であるなら、その企業結合には何らかのメリットが存在し、認識された“のれん”を企業結合日において一時償却することはかなり限られた場合である。

意見書三3(4)「のれんの会計処理」の中では、「このように取得原価のうち、のれんやのれん以外の無形資産に配分された金額が相対的に多額になるときは、企業結合年度においても「固定資産の減損に係る会計基準」の適用上、減損の兆候が存在すると判定される場合もある。被取得企業の時価総額を超えて多額のプレミアムが支払われた場合や、取得時に明らかに認識可能なオークションまたは入札プロセスが存在していた場合も同様に取り扱われることがある。」との記載があり、企業結合会計年度における“のれん”の減損処理を認めてはいる。

また、この規定は限定列挙しているものではないので、このほかにも企業結合年度における減損処理の可能性は存在するものと思われるが、かなり限定されたものであり、認められるものかどうかは個々の事例ごとに判断するしかない。

企業経営上の会計実務のデメリット

企業結合日から1年間は取得原価の配分金額が暫定金額であるという点は、企業結合の実務上は気づきにくいポイントとなっており、減損会計基準等や会計基準等を普通に読んでいるだけでは、“のれん”の一時償却は難しいと理解できても、“のれん”と取得した固定資産の減損処理については実施可能なように理解できる。

さらに、結合後企業のCEOやCFOとしてはあわてて事業計画を立てるのではなく、十分な期間をとって納得の行く検討を行った上で事業計画を立てたいと思うのは当然のことであり、会計基準が形式的にはそのための時間を与えていないことになっているのは大変残念なことである。

逆に、企業結合日から1年以上の期間をかけて事業計画を立てて決定したと

すれば、会計基準に規定されている配分金額の確定期間を過ぎるため、減損の兆候があれば減損会計基準に則って減損処理を行える。

しかし、これでは企業結合を計画した時点から事業計画の確定までの時間が長すぎて、あり得ないものと思われる。

会計基準の適用が複雑になり M&A の障害とならないことを望むところである。

監査実施上の対応

一方、監査実務的には、企業結合会計年度における減損処理は、“のれん”の一時償却と会計上の効果が同じになるので、20年以内の効果の及ぶ一定の期間で定期的に償却すべきことを定めている会計基準の趣旨に添わなくなることから、非常に慎重な対応が迫られることとなる。

具体的には、企業側から減損処理を行うべき事象に該当するような客観的かつ合理的な根拠を明示してもらうことになるが、そのような事象に該当することを客観的に証明できるような場合はまれであり、ほとんどの場合“のれん”の一時償却との違いを明示することができず、多額の“のれん”を計上した状態で処理を進めなければならない。

企業は、将来的にその取得の効果が明確でない多額の資産の償却負担を強いられることとなり、不健全な状態にあることを認識しつつ財務報告を続けることとなる。

“のれん”以外の固定資産の減損処理について

一方、企業結合日を含む事業年度に“のれん”の減損処理は行わないとしても、取得した資産の評価減または減損処理は実施してよいかという問題が生じる。

前章の例1で述べたように、企業結合によって取得した資産を企業結合年度において評価減または減損処理すると、“のれん”の金額を企業結合日にさかのぼって修正することとなり、損失（または費用）として計上されることはない。

よって、仮に減損処理を行うべき状況になったとしても、企業結合会計年度

における資産の評価減または減損処理は取得原価の配分額の修正となり，配分額の修正は“のれん”の金額を企業結合日までさかのぼって修正することとなるので，“のれん”の減損として処理されない限り損失に計上されることはない。

土地の場合であれば，“のれん”とすることで規則的に償却されて行く分だけ保守的な処理となるが，棚卸資産の評価減などであれば，“のれん”の償却期間にかけて費用化されることは，適切な会計処理とはなっていないものと思われる。

監査実務上の問題として，企業結合会計年度における資産の評価減または減損処理は，結果的に“のれん”の減損と見なされることになり，その減損理由を説明することが困難であることから，保守的で健全な会計処理であると認められても，評価損や減損損失を計上することはまれな状況であると思われる。

企業結合会計と税効果会計

企業結合会計上，取得に該当しパーチェス法が適用される場合には，被取得企業からの取得資産並びに受入負債の金額は適正な時価で評価されて取得企業に引き継がれる。

平成13年に企業組織再編税制が制定されたことにより，企業結合会計上取得に該当するような場合は，通常，税務上も適正な時価で評価されて引き継がれるため，引当金等の税務上損金算入が認められないような項目を除き，会計上と税務上との引継価額に差が生じないので，税効果会計の適用に関する特別な問題は生じない。

しかし，まれに，会計上は取得に該当するが，税務上は税制適格と判断される事例が存在することがある。この場合には，特に，資産に関して会計上と税務上の引継価額に差が生じるため，税効果会計の適用について検討するべき問題が生じる。

この章では，企業結合会計における税効果会計に関する規定について検討する。

取得原価の取得資産等への配分と“のれん”の関係

企業結合会計においては、企業結合日から1年間は取得資産の取得価額並びに引受負債の引受価額は暫定的なものとなる。このことは、税効果会計を適用することにより生じる繰延税金資産又は繰延税金負債にも同じことが言え、両者は企業結合日から1年間は暫定的なものとなる。

適用指針71項では「将来の事業年度において回収又は支払が見込まれない金額を除き繰延税金資産または繰延税金負債を計上する」ことを規定し、企業結合日における回収可能性に基づき税効果会計適用上の判断を行うことを求める一方で、適用指針74項において3つの場合に分けて確定時期を説明している。

つまり、企業結合日が会計年度の期首である場合、期首の翌日から中間会計期間末までの場合、並びに中間会計期間末の翌日から会計年度末の場合の3つである。たとえば、企業結合日が会計年度の期首である場合は適用指針74項(1)で「企業結合日の一年後（企業結合年度末）に繰延税金資産への取得価額の配分額を確定し、その額が企業結合日の繰延税金資産への取得価額の配分額となる。」と述べており、企業結合年度の決算日が企業結合日から1年を経過した日（企業結合年度末）に当たることから、企業結合日を含む会計年度の決算で繰延税金資産の企業結合日における金額を確定する。その他の場合は、企業結合日から1年を経過した日に決算日（または中間決算日）があるとは限らないため、企業結合日から1年を経過した後に最初に到来する決算日（または中間決算日）に確定することを規定している。

すなわち、繰延税金資産の認識は企業結合日で行うべきであると言いながら、その金額の決定、いわば回収可能性の判断などは企業結合日から1年を経過した日から最初に到来した決算時点（または中間決算時点）で行うとしているためいずれの場合も、最終確定となる決算（中間決算を含む）を含めて2回または3回の決算を経過することになる。また、各決算時点で企業結合日の判断を修正すべき事実が判明した場合には、企業結合日にさかのぼって修正することになることから、企業結合日に関する確定判断を行う決算までは、繰延税金

資産の金額はあくまで暫定価額であるので、最終確定となる決算までは、各決算が暫定で行われていることになる。

このように企業結合による取得原価の配分が確定するまでに行われる決算は、暫定的な決算であるとはいっても、通常の会計実務では、企業結合日の判断は相当程度適切に行われているはずであり、最終確定の決算がそこに至るまでの決算と大幅に異なることはあまり考えられない。また、そのような修正が行われることは一般的には念頭にないはずである。

しかし、繰延税金資産の回収可能性は将来収益の予想であり判断が難しく、いたずらに期首時点で金額を確定させてしまい、企業結合日から1年経過後の決算時点での確定額と大幅に異なった場合、取得原価の配分差額である“のれん”の金額がゆがんでしまうのは勿論、繰延税金資産の取崩し等の法人税等調整額を通して、税金費用の金額をゆがめることになり、本来会計が果たすべき利害調整のための会計情報が提供されなかったこととなる。

例2) 税制適格合併であり、かつ、企業結合会計上“取得”に該当する場合で、被取得企業に税務上の繰越欠損金があり、CFOは企業結合日では取得企業の今期の収益で十分に回収できる状況にあると判断していた。

その後、決算を迎えたところ、結合後企業の業績が思わしくなく、被取得企業から引き継がれた繰越欠損金は半額のみを回収するに止まった。

適用指針に従い会計処理を行えば、企業結合日においては、税務上の繰越欠損金の全額が回収されるとの判断から繰延税金資産への取得価額の配分は10とした。それにより、取得価額の配分差額である“のれん”は10となっている。

決算期を迎えて、繰越欠損金は半分しか回収されなかったため、期首時点での回収可能性の判断に誤りがあったことになり、繰延税金資産への取得価額の配分額は5と修正され、“のれん”も15に修正となる。その結果、法人税等調整額のマイナス額（企業結合日の繰延税金資産）の額

が小さくなることから、税金費用の金額が修正されるとともに、規則的に費用化される“のれん”の償却額が多くなる。

(図 2)

	＜判断日＞	企業結合日	決算日
諸 資 産		100	
繰延税金資産		10	→ 5
の れ ん		10	→ 15
資 産 合 計		<u>120</u>	
諸 負 債		60	
純 資 産		<u>60</u>	
負債純資産合計		<u>120</u>	

“のれん”に対する税効果の適用

なお、適用指針 72 項では「“のれん”（又は“負ののれん”）は取得原価の配分残余であるため、“のれん”（又は“負ののれん”）に対する税効果は認識しない。」と述べており、これは、“のれん”が取得原価の配分差額であることから、これに税効果を認識すると“のれん”に対する税効果から“のれん”が生じ、また税効果を計上するという繰り返しとなってしまう、金額の確定ができなくなるという、会計実務上の技術的理由から来ている。

税効果会計の理論からすれば、会計上の資産負債と税務上の資産負債とに差があるなら、一時差異が認識され税効果会計適用の対象となるはずであるが、“のれん”に対しては上記の規定から実務上税効果会計を適用しない。

共通支配下の企業結合における税効果会計の適用

企業結合会計における税効果の認識は企業結合日で行われる。しかし、企業結合日から一年以内は取得原価の配分金額は暫定的なものであるため、回収又は支払の見込みについては、企業結合日から1年を経過した日から後最初に到来する決算において確定するように適用指針で規定している。他の資産負債と違い、税効果の内容は決算が来ると明確になるため、企業結合日の一年経過し

た日後、最初に到来した決算において確定することになる。

ただし、明確に例外となる場合がある。

共通支配下（同じ企業集団に属する法的に独立した企業同士）の企業結合である場合、連結財務諸表作成上は企業結合の前と後とで何も変化はない。そこで、会計基準では三「共通支配下の取引等の会計処理」において、その企業結合が個別の企業同士にとっては取得に該当する場合であっても、同一の企業集団に属する企業同士の企業結合である場合は、持ち分プーリング法で会計処理することを規定している。そこで、企業結合日の資産負債の引継価額はそれぞれの企業結合直前の帳簿価額で行われることとなる。この場合の税効果会計適用における回収可能性等の判断は、企業結合日直前の通常の決算処理を行ったときの判断と同じになり、企業結合後に結合後企業の収益により回収可能性等の判断をして、繰延税金資産を計上し引継ぐことは認められない。

この場合、共通支配下ではない企業結合である場合に行われる企業結合日時点での回収可能性の判断が行われないので、企業結合日後最初に到来する決算において回収可能性が明確になったとしても、企業結合日にさかのぼって税効果会計の適用を行うことはなく、損益計算書において税金費用（法人税等調整額）として処理されることとなる。つまり、企業集団としては、繰延税金資産を取得したのではなく、企業グループ内の再編を行った結果、従来回収可能性が認められなかった繰延税金資産に回収可能性が生じたものと考え、決算時点の税効果会計の適用過程で計上することとなる。

企業結合年度における減損処理

最後に、企業結合年度における被取得企業から取得した固定資産を減損した場合の“のれん”との関係と税効果会計の適用について検討してみたい。

“のれん”と繰延税金資産の関係

通常減損処理を行った場合には、減損損失は税務上の損金に認められないため、減損処理の対象となった固定資産には一時差異が生じ繰延税金資産が計上される。

この点は、企業結合年度における減損処理でも同様であり、減損処理をした固定資産には一時差異が生じ繰延税金資産が計上される。

しかし、被取得企業から取得した固定資産に対して企業結合年度において減損処理を行う場合には、取得した固定資産に配分された取得原価の配分額の修正となり、“のれん”金額の修正となる。

つまり、企業結合日にさかのぼって取得固定資産から“のれん”へ、配分した取得原価額を減損損失分だけ追加振替えることになる。このとき、“のれん”についても税効果を認め繰延税金負債を計上できるとすれば、同額の繰延税金資産と繰延税金負債が同時に計上されることになり、減損損失となるべき金額そのものが“のれん”の修正額となる。

しかし、“のれん”に対する税効果の認識は行わないことが適用指針に明記されており、“のれん”に対して税効果は認識されない。そのため、繰延税金資産が増加したことで、貸借差額が生じ“負ののれん”として計上されることになり、固定資産の減損損失分だけ“のれん”が増加すると同時に、減損によって生じた繰延税金資産の分だけ“のれん”の金額がマイナスとなり、結果として“のれん”は税効果を純額処理したことになる。

それは、金融商品会計における投資有価証券で、評価差額が計算されるとその差額が純資産の部の「評価差額金」に計上されるのではなく、税効果部分を繰延税金負債（または繰延税金資産）に計上し、残りを「評価差額金」に計上するのと同じであり、減損金額を固定資産から“のれん”に振替えるときに、税効果金額を繰延税金資産に計上した残額が“のれん”に振替えられることになる。

減損処理を行った固定資産の処分時の処理と企業結合会計の問題点

仮に、減損処理を行った固定資産を企業結合年度の翌期に売却したとすると、売却によって税効果が実現し繰延税金資産はなくなるが、“のれん”に振替えられた額はそれに関係なく当初定めた取得の効果が及ぶ期間にわたって規則的に償却されて行くことになる。

先にも述べたように、実質的な不良資産を“のれん”の中に抱えることで、

あまり健全ではない状態を続けることになる。

なお、取得した固定資産を減損するような状況はその固定資産を使用する事業の収益性が低下したことを意味しており、“のれん”の減損を実施すべき状態にあるともいえる。これについては、企業結合年度においては一時償却ではないことを合理的かつ客観的に説明する必要があることから、実務上は簡単には認められない。特に会計監査人の判断においては、認めることが難しい内容の代表例であろう。

企業経営の発想に会計の要請がついて行けていないのかもしれない。

余計な話であるが、減損処理が企業結合年度の翌期であれば、“のれん”の金額が確定しており、固定資産の減損損失はそのまま減損損失として処理することができ、上述のような問題は生じない。

まとめ

以上、企業結合会計における減損会計，税効果会計を絡めた問題点をまとめてみた。

すべては会計監査に携わる中で重要な検討事項となったことをまとめたものであり、純粋な会計理論的な深い検討が行えていないことは、今後の研究課題であろう。また、具体的な事例を有価証券報告書から当たって、私の直面した場合以外の事例についても検討する必要があるものと思う。

今後も、実務上の検討事項については、自分なりの検討を加え、まとめて行きたいと思っている。

注

- * 1 金融商品取引法は平成 19 年 9 月 30 日に施行され、J-SOX 法は平成 20 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から適用される。
- * 2 カネボウ事件におけるカネボウの会計監査人であり、会計監査を担当していた公認会計士はカネボウの粉飾決算を故意に見逃したとされる。
- * 3 平成 13 年 7 月に経済団体連合会，日本公認会計士協会，日本証券業協会など関係 10 団体を発起人として設立された。「企業会計基準委員会」の母体となる財

団。

- * 4 我が国の会計基準を政府、職業的会計専門家並びに企業から独立した形で制定するために設立された委員会。現在、我が国の会計基準はこの委員会で検討し、制定されている。
- * 5 「一時償却」とは、適用指針 76 項(2)で禁止している「のれんを企業結合日に全額費用処理する」ことを意味している。

<参考文献>

- 日本公認会計士協会編「監査小六法平成 19 年度版」平成 19 年 3 月 1 日
企業会計審議会「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」平成 14 年 8 月 9 日
企業会計基準委員会「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」平成 15 年 10 月 31 日
企業会計審議会「企業結合会計基準の設定に関する意見書」平成 15 年 10 月 31 日
企業会計基準委員会「企業結合会計基準および事業分離等会計基準に関する適用指針」平成 17 年 12 月 27 日
企業会計審議会「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」平成 10 年 10 月 30 日
日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」平成 10 年 12 月 22 日
日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 6 号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」平成 10 年 5 月 12 日
KPMG ピートマーウィック編「図解と Q&A でわかる企業組織再編の税務」平成 13 年 7 月 10 日
小島昇、大島恒彦編「企業組織再編税制のすべて」平成 14 年 9 月 25 日
中島康晴「ケースでみる企業再編の会計実務」平成 16 年 6 月 3 日
財団法人財務会計基準機構ホームページ <http://www.asb.or.jp>